

[事案 2019-238] 転換契約無効請求

・令和2年8月30日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、転換前契約の転換価格と転換後契約の解約払戻金等との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成21年8月に転換により終身保険を契約したが、募集時に、募集人から転換前契約の転換価格が本契約の保険料に充当される旨の説明はなく、本契約を解約するまでの間に毎月の保険料に勝手に振り替えられていたので、転換前契約の転換価格と本契約の解約払戻金等との差額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、転換の内容を適切に説明し、併せて転換前契約の責任準備金や配当金を本契約の保険料に充当することについても説明しているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、裁定不調として手続を終了した。

(1) 事情聴取において、募集人に対し、設計書にもとづく保険料充当関係の説明の仕方を確認した際、表層的な説明・陳述に終始し、説明の仕方が分かりやすいものであったかどうかについてはやや疑問も残り、もう少し明瞭な説明をしていたならば、申立人の記憶に定着した可能性も否定できない。